

船舶事故等調査報告書

平成26年1月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第66号
事故等種類	衝突（岸壁）
発生日時	平成24年11月12日 07時00分ごろ
発生場所	阪神港尼崎西宮芦屋区 兵庫県尼崎市所在の尼崎西防波堤灯台から真方位053° 2,865m付近 (概位 北緯34° 42.0′ 東経135° 24.2′)
事故等調査の経過	平成25年5月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 砂利採取運搬船 第6報湾丸、394トン 130813、有限会社ヤマト B 搭載艇 第六報湾丸、5トン未満 271-27969兵庫、有限会社ヤマト
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級海技士（航海） B 船長B、一級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	A なし B 両舷外板が割損 岸壁 なし
事故等の経過	A船は、船長Aほか3人が乗り組み、積荷のために空船で船首約0.8m、船尾約3.5mの喫水により、A船の搭載艇であるB船を左舷後部に係留した状態で船首錨と船尾錨を投入し、阪神港尼崎西宮芦屋区の岸壁に左舷着けの着岸作業中、平成24年11月12日07時00分ごろ、右舷後方からのやや強い北西風により、船尾錨が引けて左舷方に圧流され、B船が、A船と岸壁との間に挟まれるような状態で岸壁に衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 5、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
その他の事項	B船は、A船の甲板員である船長Bが1人で乗り組み、阪神港尼崎西宮芦屋区でA船の着岸作業の補助を行い、A船の左舷後部に係留した後、船長BはA船に戻った。 A船は、船首錨の錨鎖を3節及び船尾錨のロープを約30mとし、岸壁に対しては、船首係船索を2本取っていたが、船尾係船索は取っていなかった。 船長Aは、阪神港尼崎西宮芦屋区に着岸した経験が多数あった。

	<p>船長Aは、ふだん、A船の岸壁側にB船を係留した状態で着岸していたが、時折、船尾錨が引けることがあったものの、B船が岸壁に衝突することはなかった。</p> <p>B船は、登録長7.25mのディーゼル機関を備えた搭載艇であった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり B なし</p> <p>A なし B なし</p> <p>A あり B あり</p> <p>A船は、阪神港尼崎西宮芦屋区において、B船を左舷後部に係留した状態で船首錨と船尾錨を投入して左舷着けの着岸作業中、右舷後方から風力5の北西風を受け、A船の船尾錨が引けたことから、A船が岸壁方向に圧流され、B船がA船に押されて岸壁と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が、阪神港尼崎西宮芦屋区において、B船を左舷後部に係留した状態で船首錨と船尾錨を投入して左舷着けの着岸作業中、右舷後方から風力5の北西風を受け、A船の船尾錨が引けたため、A船が岸壁方向に圧流され、B船が押されて岸壁と衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>船長Aは、本事故後、次の措置を採った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A船が着ける反対舷にB船を係留して着岸することとした。